

娘あてに大量のダイレクトメールが！個人情報売られているの？

【事例1】個人情報を教えていないのに、18歳の娘あてに成人式の振袖のダイレクトメールが大量に届く。ダイレクトメール発送元の呉服店に問い合わせると、名簿業者から入手したとのこと。本人の知らない間に個人情報が売買されるのは違法ではないか。

(40代 女性)

【事例2】街頭でアンケートに答え、住所と名前を書いたら、別の業者からダイレクトメールが届いた。自分の個人情報が、知らないところで転々と流通しているようで不安である。(50代 男性)

今日、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、私たちのくらしは大変便利になっていますが、その反面、悪用されると取り返しのつかない被害に遭う恐れがあります。

個人情報保護法は民間事業者に対する個人情報の取り扱いのルールを定めています。「個人情報取扱事業者」（5,000人分を超える個人情報を取り扱っている事業者）が取り扱う個人情報については、取得や利用に際してのルールやデータの適正・安全な管理などが義務付けられています。個人情報取扱事業者に該当しない小規模事業者には法律上の義務はありませんが、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われなければならないという法律の基本理念に照らし、個人情報の保護に自主的に取り組むことが望まれます。

個人情報を不正に取得した場合や個人情報取扱事業者が定めた利用目的以外で利用されている場合、消費者は、ダイレクトメールの送付を止めてほしいなどの個人情報の利用停止を求めることができます。しかし、個人情報取扱事業者が不正に個人情報を取得しておらず、かつ明示・公表した利用目的の範囲内で個人情報を取り扱っている場合は、利用停止に応じる義務はありません。

また、個人情報取扱事業者が第三者に提供することを本人に通知またはホームページ等で公表し、本人の求めに応じて第三者への提供を停止することを行っていれば、本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供（売買等）することができます。したがって、いわゆる名簿業者が名簿を作成・販売し、第三者が買った場合についても、これらの事項を遵守していれば違法とは言えないのが現状です。（事例1）

【消費者へのアドバイス】

- ①ダイレクトメールを止めてほしいときは、まずは発送元に申し出てみましょう。消費者の申し出により、個人情報保護法に基づく個人情報の利用停止を求めることができる場合があります。また、法的義務はなくても、顧客からの申し出により個人情報の営業活動への利用を停止するなどの自主的な取組を行っている事業者もあります。
- ②事業者は、個人情報の苦情について適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。対応してくれない場合は、事業者が加入している団体等に申し出ることも有効です。
- ③アンケートの記入など、個人情報を記載して事業者へ提供する前に、自分の個人情報がどのように使われるのかよく確認しましょう。（事例2）
- ④個人情報に関するトラブルの御相談やお問い合わせは、お近くの消費生活相談窓口を御利用ください。(2011年8月)